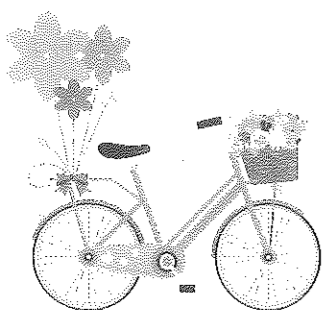




自転車保険 入っていますか？

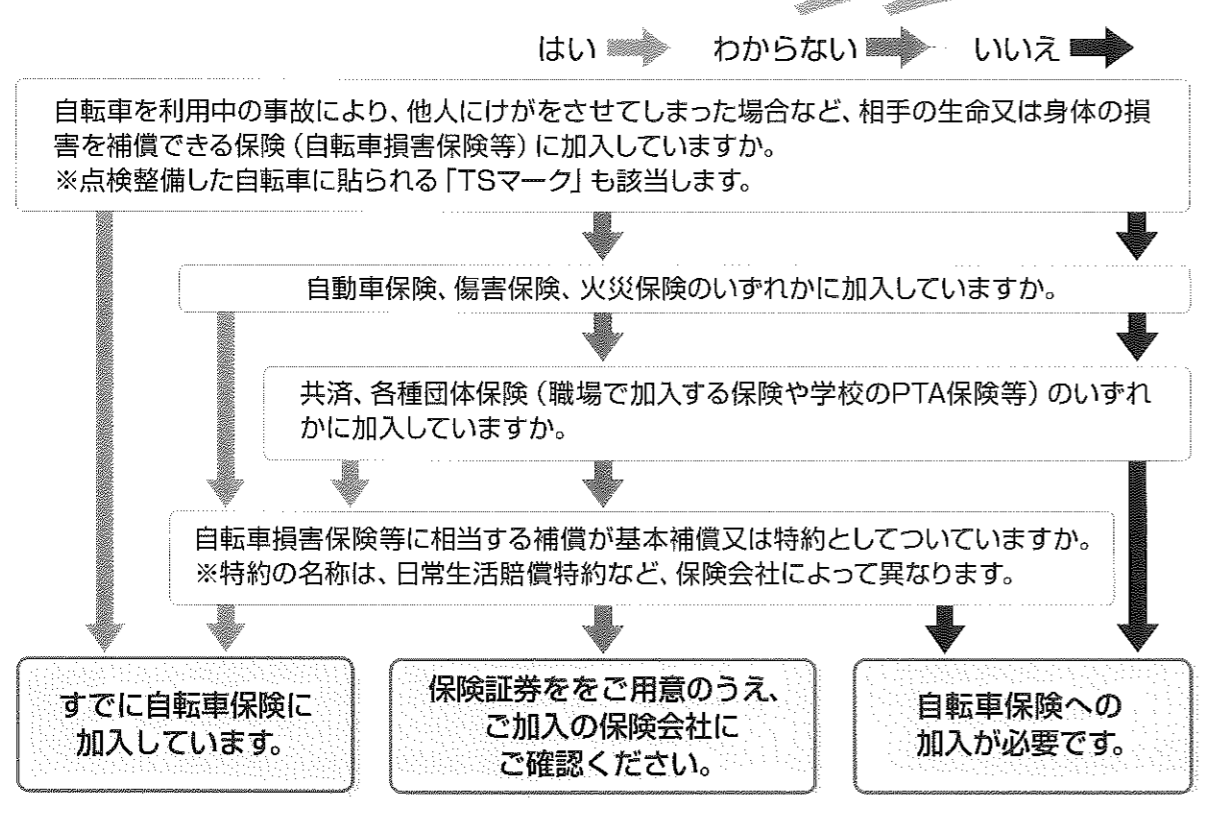


埼玉県内では、自転車事故を起こした際の被害者救済や加害者の経済的負担の軽減を図るために、平成30年4月1日から自転車保険への加入が義務になります。すでに自転車保険に加入している場合も、改めて確認をお願いします。

また、自転車を利用する際には、「ルールとマナー」を守り、自分の命は自分で守ることの大切さを御家庭で繰り返し話題にしていただけだと考えます。

子どもたちの交通事故防止に御理解と御協力を願います。

自転車保険の加入状況を **チェック!**



～自転車安全利用五則～

お子さんを自転車事故から守るために、次の指導をお願いします。

- (1) 自転車は、車道通行が原則、歩道は例外
- (2) 車道は、左側を通行
- (3) 歩道は、歩行者優先で、車道寄りを徐行
- (4) 安全ルールを守る
- (5) 子どもはヘルメットを着用

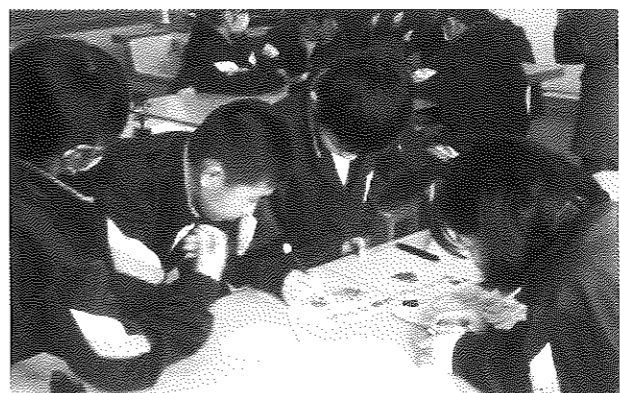
- 自転車安全ルール—
- 二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

生徒指導久喜

発行 久喜市教育委員会
久喜市生徒指導推進委員会

「やればできる」を合言葉に

—鷲宮中学校で久喜市生徒指導推進委員会を開催—



【鷲宮中学校の授業の様子】

近年の急激な社会変動の中、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向が見られます。学校では、こうした子どもたちの抱える悩みを見過ごすことなく、できるだけ早期に発見し、悩みが深刻化しないように声かけや助言をする相談体制の充実を図っています。また、道徳教育や人権教育の推進を通して、子どもたちの道徳心や人権意識を高め、生徒指導上の諸問題を未然に防ぐ取組も行っています。さらに、学校の力だけでなく、すべての学校で始まったコミュニティ・スクールをはじめとする家庭・地域と連携した活動に取り組んでいます。

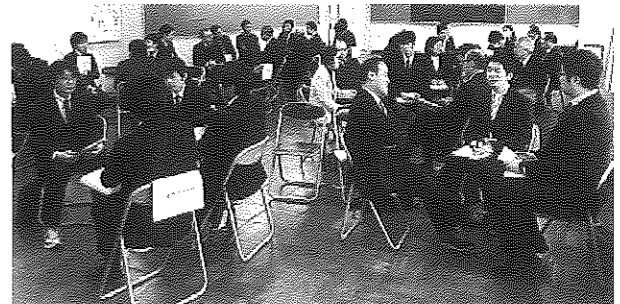
1月18日、鷲宮中学校において、保護司、区長、民生委員・児童委員、市内の高等学校の校長、小・中学校の生徒指導担当者51名が集まり、各中学校区の小グループで、子どもたちの健全育成やいじめ問題の取組について情報交換を行い

ました。

鷲宮中学校の教育活動の参観では、1年生がスキー教室の関係で不在でしたが、2、3年生の全学級が公開され、生徒が主体的に活動する授業展開と、それを認める言葉かけによって、生徒が文字通り生き生きと活動する姿が見られました。「やればできる」を合言葉に「自分でもやればできる」という自信をもって、何事にもチャレンジしようとする気迫を感じることができました。

推進委員の方々に、市内中学校での生徒指導の取組を公開するようになり5年目を迎えました。中学校を会場として本委員会を行うことで、学校や生徒の現状に応じた各学校の生徒指導の取組を具体的に知ることができました。

「同行同汗」「協働」「伝統の継承と新たな創造」を本年度の重点目標に掲げた生徒指導の具体的な取組は、今後各学校でも大いに参考となるもので、有意義な研究発表となりました。

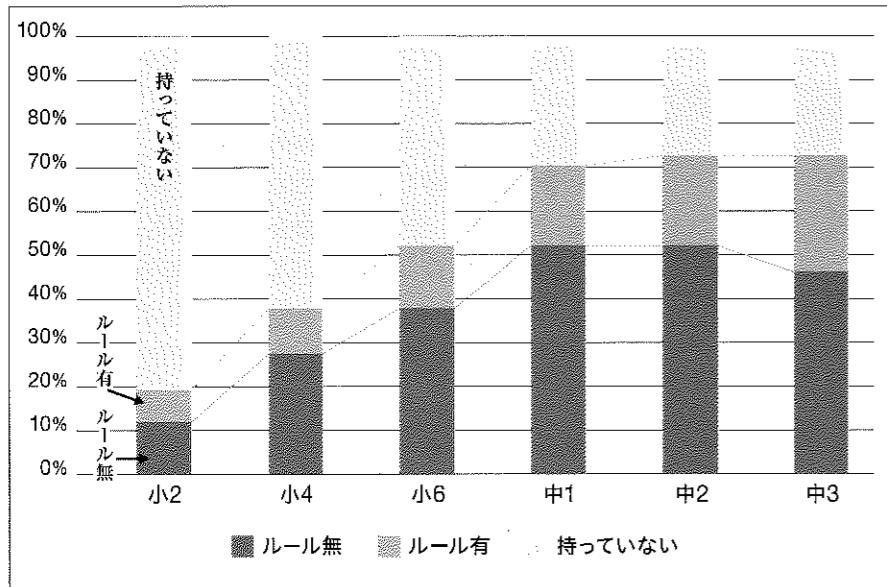


【推進委員会の情報交換の様子】

携帯電話の使い方は大丈夫ですか？

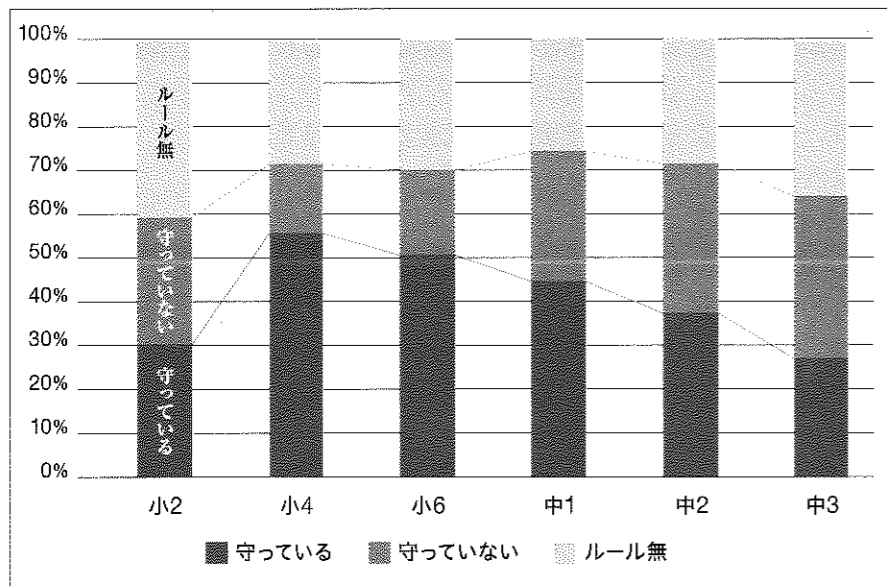
埼玉県では、県内の各公立小学校6年生、中学校2年生、高校2年生から1学級を抽出して7月に携帯電話の利用状況等に関する調査を行っています。久喜市では、携帯電話に関する実態の把握をより正確なものにするために、今年度は、対象とする児童生徒を広げて小学校は2年生と4年生、中学校は1年生と3年生でも調査を実施しました。その結果の一部を御紹介します。なお、小学校2年生については、質問の内容を一部変更しての実施です。

(1) 自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っていますか。また、家庭内で携帯電話やスマートフォン利用のルールを決めていますか。



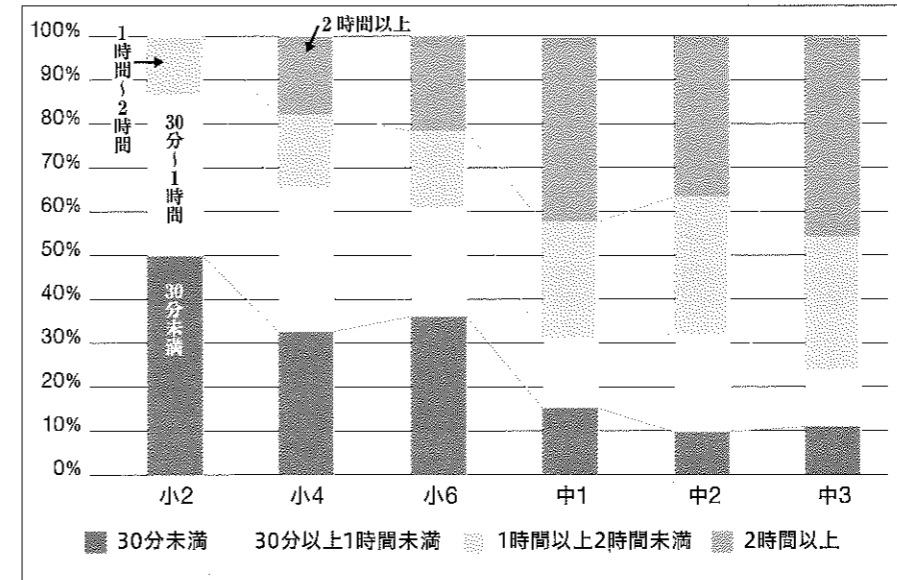
※小学校入学、中学校入学という節目で専用の携帯電話(キッズ用携帯、キッズ用スマートフォン等も含む)を持たせていることがわかりました。

(2) 家庭内で決めたルールを守っていますか。



※家庭内でのルールを決めているのに、守っている児童生徒が半数近くであるということは残念な結果といえます。持たせた以上は、しっかりと守らせる必要があると考えます。

(3) 平日に平均でどのくらいの時間、インターネットを利用しますか。



※インターネットの利用時間については、小学2年生で0.5%、小学4年生で4.1%、小学6年生で3.3%、中学1年生で6.7%、中学2年生で4.5%、中学3年生で9.7%の児童生徒が5時間以上利用していると答えています。

フィルタリングサービスについては、「わからない」と答えた児童生徒が多いのも課題であるととらえます。また、保護者対象に行った調査からも同様の結果が見られましたので、保護者に対しても利用等についてのさらなる啓発が必要だと考えています。

ソーシャルメディア等を利用する際にいじめやトラブルを経験したという児童生徒は、チェーンメールや書き込みがあったと回答しています。ソーシャルメディア等を正しく理解していない児童生徒がいることも結果に出ていますので、正しく使うための知識やルールの周知徹底が今後も必要です。

保護者やお子様困ったときの相談窓口

#9110
最寄りの警察署または警察相談専用電話
#9110は、発信地を管轄する警察本部等の総合窓口へ接続されます。生活の安全に関する悩みごと、困りごとなど、緊急ではない相談の窓口です。(受付時間:24時間)

188
消費者庁 消費者ホットライン
商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどに対し、専門の消費生活相談員などが相談を受け付ける窓口です。

0120-0-78310
24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)
インターネット上のいじめ問題などの相談窓口です。(受付時間:24時間)

違法・有害情報相談センター
インターネット上の違法・有害情報に関する相談をWebフォームで受け付ける窓口です。
<http://www.ihaho.jp/>

お子様も安心して相談できる相談窓口

0120-99-7777
チャイルドライン
(NPO法人チャイルドライン支援センター)
18歳までの子供専用の相談窓口です。電話、インターネットで相談を受け付けています。
<http://www.childline.or.jp>
(受付時間:毎週月曜日~土曜日/16時~21時)

0120-007-110
子どもの人権110番(法務局・地方法務局)
インターネット上の嫌がらせなどの子供の悩みごとに関する相談窓口です。全国共通・通話料無料。
(受付時間:平日8時30分~17時15分)

子どもの人権SOS-eメール
電話では相談しづらいことなら、メールでも相談を受け付けています。
<http://www.jinken.go.jp/>

※内閣府リーフレットより抜粋